

令和8年度国民健康保険税率改定について

◆ 協議事項について

- 1 税率改定のポイント
- 2 税率改定で見込む効果額について
- 3 税率等の改定内容について
- 4 近隣市の改定状況について
- 5 今後の協議について

参 考

- 前回（R7.7.8）の入間市国民健康保険運営協議会での協議事項
 - ・ 令和8年度に 保険税率等の改定を実施してよろしいか
 - ➡ 改定を実施する
 - ➡ 令和7年度第4回運営協議会（R7.12.16開催）において答申案を決定、答申を行う

1 税率改定のポイント

- ①県運営方針（第3期）に基づき、法定外繰入金を繰り入れず赤字を解消する必要がある。
- ②令和6年度の税率改定では、効果額として賦課額にして約3億円の増額を見込んでいたが、約1億4,800万円の増額に留まった。
- ③令和6年度税率改定の効果額が見込みを下回った要因として、被保険者の減少、収納率の低下が挙げられる。
- ④財政調整基金は、令和4年度に積立額をほぼ全額取り崩し、現在は基金からの繰入金を充てることができない。
- ⑤令和8年度以降に赤字になった場合は、県の財政安定化基金による貸付を受けることができる。貸付を受けた翌々年度から3年間かけて、保険税額に上乗せし、基金に償還することになるため、結果高い税率となる。



令和8年度は県が示す標準保険税率を参考として、赤字にならない税率の改定が必要になる。

【参考】

○国民健康保険税（現年分）収納率の推移

(%)

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
現年分収納率	94.84	95.31	95.10	95.48	94.89
比 較	—	+0.47	△0.21	+0.25	△0.59

※R 4年度、R 6年度税率改定実施

○国民健康保険被保険者の推移（平均）

(人)

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7（8月末）
被保険者数	33,203	31,686	30,017	28,445	27,304
比 較	—	△1,517	△1,669	△1,572	△1,141

○国保財政調整基金年度当初残高

(円)

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
基金残高	507,593,849	258,802,375	69,833	69,850	69,894
比 較	—	-248,791,474	-258,732,542	17	44

2 税率改定で見込む効果額について

【事務局試算】

令和7年度収納見込額に対して **約4億円** の **増額** を見込む改定の実施が必要であると
考えます。

上記【事務局試算】の積算根拠は以下のとおり。

(1) 令和7年度の現行税率と標準保険税率との収納見込差額を解消する必要がある。

[現行税率と標準保険税率との収納見込差額]

R7.9.17時点の被保険者状況での試算

	医 療 分	支 援 分	介 護 分	計
現 行 税 率	1,842,571,611 円	786,514,015 円	248,170,116 円	2,877,255,742 円
標準保険税率	2,149,878,886 円	800,319,184 円	248,478,670 円	3,198,676,740 円
差	△307,307,275 円	△13,805,169 円	△308,554 円	△321,420,998 円

※収納率 94.89%（R6 と同水準）で積算

(2) 令和8年度の標準保険税率上昇分についても見込む必要がある。

平成30年からの標準保険税率平均上昇率で換算して、**約8千万円**の上積みが必要である。

(3) 被保険者の減少、税率改定に伴う収納率の低下を見越した税率の設定が必要である。

3 税率等の改定内容について

【事務局試算】

		現行税率	R 7 標準 保険税率	R 8 事務局試算税率		【参考】 R 9 標準保険 税率
					増 減	
医 療	所得割	6.50%	7.28%	8.20%	+1.70%	9.34%
	均等割	35,000 円	44,626 円	48,500 円	+13,500 円	52,515 円
支 援	所得割	2.70%	2.73%	2.90%	+ 0.20%	3.11%
	均等割	16,000 円	16,480 円	16,800 円	+ 800 円	17,257 円
介 護	所得割	2.30%	2.27%	2.40%	+ 0.10%	2.71%
	均等割	16,000 円	16,315 円	16,500 円	+ 500 円	17,682 円
計	所得割	11.50%	12.28%	13.50%	+ 2.00%	15.16%
	均等割	67,000 円	77,421 円	81,800 円	+14,800 円	87,454 円
収納見込額		2,877,255,742 円	3,198,676,740 円	3,278,086,804 円		
[現行税率との差]			321,420,998 円	400,831,062 円		
[不足の解消割合]				124.70%		

※ R 8 改定案の収納見込額は税率改定の影響による収納率下落を想定し、94.50%で試算

※ R 8 改定案の収納見込額は、令和 8 年度平均被保険者推計（26,088 人）で試算

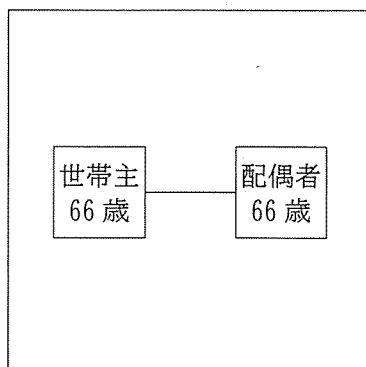
モデルケースによる保険税額のシミュレーション

○ ケース 1（単身世帯）

世帯主 66 歳	世帯主の 収 入	年金 100 万円	配偶者の 収 入	—
	世帯主の 所 得	年金 0 円	配偶者の 所 得	—
	世帯所得	0 円	※ 7 割軽減 ※ 介護分なし	

	現行税率	事務局試算	現行税率との差
賦課額	15,300 円	19,500 円	+4,200 円

○ ケース2（2人世帯）

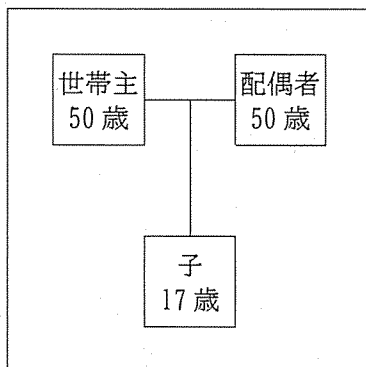


世帯主の 収 入	年金 180 万円	配偶者の 収 入	年金 96 万円
世帯主の 所 得	年金 70 万円	配偶者の 所 得	—

世帯所得	70 万円	※ 5 割軽減 ※ 介護分なし
------	-------	--------------------

	現行税率	事務局試算	現行税率との差
賦課額	75,700 円	95,200 円	+19,500 円

○ ケース3（3人世帯）

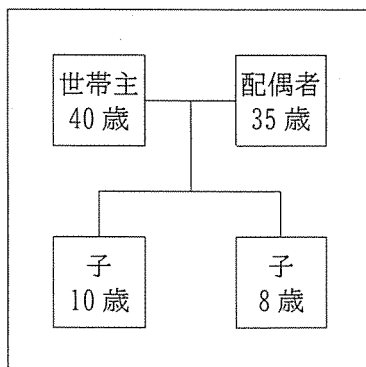


世帯主の 収 入	給与 300 万円	配偶者の 収 入	—
世帯主の 所 得	給与 202 万円	配偶者の 所 得	—

世帯所得	202 万円	※ 2 割軽減 ※ 介護分：2 名
------	--------	----------------------

	現行税率	事務局試算	現行税率との差
賦課額	330,700 円	397,600 円	+66,900 円

○ ケース4（4人世帯）



世帯主の 収 入	給与 400 万円	配偶者の 収 入	—
世帯主の 所 得	給与 276 万円	配偶者の 所 得	—

世帯所得	276 万円	※ 軽減なし ※ 介護分：1 名
------	--------	---------------------

	現行税率	事務局試算	現行税率との差
賦課額	487,800 円	592,100 円	+104,300 円

4 近隣市の改定状況について

令和8年度 近隣市国民健康保険税率改定の状況

	令和7年度	令和8年度	令和8年度の改定の考え方	令和9年度以降の対応予定	令和6年度決算時財政調整基金残高
入間市	未実施	実施	県算出標準保険税率（秋の試算） （詳細は運営協議会にて協議）	県算出標準保険税率に統一	69,894円
川越市	実施	実施	令和7年県算出標準保険税率	県算出標準保険税率に統一	-
所沢市	実施	実施	県算出標準保険税率（秋の試算） （税率の端数処理等は調整の可能性あり）	県算出標準保険税率に統一	0円
狭山市	未実施	実施	県算出標準保険税率（秋の試算）	県算出標準保険税率に統一	39,308,793円
飯能市	未実施	実施	未定（国保運協にて諮っていく）	未定	67,379,846円
日高市	実施	実施	県算出標準保険税率（秋の試算）	県算出標準保険税率に統一	12,998円
坂戸市	実施	実施	R6年県試算「令和9年度標準保険税率推計値」を参考に運営協議会に諮り、段階的に改正	県算出標準保険税率に統一	285,205,489円
東松山市	実施	実施	標準保険税率水準まで段階的に引き上げることとしているため、標準保険税率まで届かない率となる予定	県算出標準保険税率に統一	-
鶴ヶ島市	未実施	実施	県算出標準保険税率（秋の試算）	県算出標準保険税率に統一	229,400,000円
富士見市	実施	実施	R7年県試算「令和9年度標準保険税率推計（例）」を参考にR8年度分税率を設定	県算出標準保険税率に統一	財政調整基金の設置なし
ふじみ野市	未実施	実施	県算出標準保険税率（秋の試算）を参考に被急激な負担増としない改定とする	県算出標準保険税率に統一	324,485,073円

※会議資料として収集したものです。外部へ漏らさないようお願いします。

5 今後の協議について

(1) 【事務局（案）】の提案について

令和7年度収納見込額に対して約4億円の増額を見込む改定の実施を、以下の点を考慮して提案いたします。

- ①運営上赤字にならない保険税率の設定
- ②被保者数の減少、収納率の低下を勘案
- ③法定外繰入金の解消
- ④埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）の遵守

1 1月中旬に県から標準保険税率が示されます。

令和8年度の税率改定について、本市の国民健康保険制度の安定的な運営のためには、標準保険税率を上回る税率改定の必要性も踏まえてご審議いただきたいと考えます。

(2) 今後のスケジュールについて

今回の事務局案を基に、県が示す標準保険税率を踏まえて、12月16日に開催予定の第3回運営協議会において答申案を決定します。

なお、県から標準保険税率の提示が有り次第、運営協議会委員に対しまして税率改定の参考資料としてご提供させていただきます。